平成２３年（フ）第２４３号
大分県津久見市大字堅浦373番地の３
債務者　佐々木志信
１　決定年月日時　平成23年６月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２２０号
盛岡市津志田21地割13番地１　コーポ熊谷３号
債務者　佐々木幸一
１　決定年月日時　平成23年６月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第９２号
福島県郡山市安積町長久保１丁目16―15　ライフォートハイツ203、住民票上の住所福島県郡山市大槻町字原田19番地の38
債務者　石田　　幸（旧姓戸倉）
１　決定年月日時　平成23年６月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１０１号
福島県本宮市高木字井戸上28番地１
債務者　伊藤　　勇
１　決定年月日時　平成23年６月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１６９号
兵庫県明石市大蔵谷字清水759番地　第３ピーナツ荘202号
債務者　佐野隆浩こと　左　　隆浩
１　決定年月日時　平成23年６月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１７１号
兵庫県明石市魚住町西岡2237番地の６　エスポワール明石302号、前住所兵庫県明石市魚住町中尾552番地の２　ベルアーバニティ魚住203号
債務者　菅野　　徹
１　決定年月日時　平成23年６月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１８５号
神戸市西区南別府１丁目21番地の１　セゾン伊川谷305号
債務者　因幡奈保子
１　決定年月日時　平成23年６月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１８８号
兵庫県明石市東藤江１丁目13番50号　ウエスト明石101号
債務者　十河　　進
１　決定年月日時　平成23年６月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第５１号
佐賀県唐津市新興町3003番地７　エスペランサ唐津駅南304号
債務者　熊本　智美
１　決定年月日時　平成23年６月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第８５号
福島県いわき市平中神谷字十二所59番地の２、住民票上の住所福島県いわき市明治団地52番地の１
債務者　小山　洋子
１　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第１０９号
福島県いわき市泉町３丁目18番地の13
債務者　長岡　勝男
１　決定年月日時　平成23年６月28日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第１１８号
福島県いわき市小名浜南富岡字富士前55番地の２
債務者　赤川美津江
１　決定年月日時　平成23年６月28日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第３５９号
千葉県鎌ケ谷市南鎌ケ谷４丁目７番38号　レオパレスＭＩＮＡＴＯ　11―208号
債務者　松永慎一郎
１　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３７４号
千葉県野田市山崎2431番地の11
債務者　峰嶋タイ子
１　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４０３号
千葉県松戸市松戸2266番地の９　グランモール107号
債務者　長谷川裕美
１　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４０５号
千葉県松戸市和名ケ谷588番地　東台ハイツ205
債務者　堀田さとみ
１　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４１３号
千葉県流山市加１丁目1603番地の２　さとみ荘202
債務者　齋藤　良孝
１　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部